

**行政手続等における本人確認に関する調査結果に基づく通知に伴う改善措置状況
(2回目のフォローアップ)の概要**

1	実施時期	平成18年8月～20年9月					
2	通知先	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省					
3	通知年月日	平成20年9月12日					
4	回答年月日	国家公安委員会(警察庁)	平成21年6月19日	金融庁	平成21年6月19日	総務省	平成21年6月16日
		法務省	平成21年6月17日	外務省	平成21年6月17日	財務省	平成21年6月18日
		文部科学省	平成21年6月22日	厚生労働省	平成21年6月17日	農林水産省	平成21年6月16日
		経済産業省	平成21年6月19日	国土交通省	平成21年6月24日		
5	その後の改善措置状況に係る回答年月日	国家公安委員会(警察庁)	平成22年7月13日	金融庁	平成22年7月16日	総務省	平成22年7月13日
		法務省	平成22年7月20日	外務省	平成22年7月13日	財務省	平成22年7月16日
		文部科学省	平成22年7月16日	厚生労働省	平成22年7月16日	農林水産省	平成22年7月15日
		経済産業省	平成22年7月16日	国土交通省	平成22年7月16日		

【ポイント】

○ 背景事情

行政手続や民間取引(以下「行政手続等」という。)は、申請者や顧客(以下「申請者等」という。)が本人であることが前提。近年、犯罪防止や個人情報保護等の観点から、架空名義や他人への成りすまし等による不正な申請等を防止するための本人確認を重要視した行政手続等が増加しているが、本人確認のための標準的な手順・方法等は未確立

○ 調査実施・改善通知

総務省は、申請者等の利便・負担に配慮しつつ、不正等を防止するための的確な本人確認の実施を推進する観点から、取扱件数が多いなどの82の行政手続等について調査し、平成20年9月12日に11府省に対し、所管する行政手続等に係る本人確認の手順・方法等について本調査結果を踏まえた点検等を行うよう通知

○ フォローアップ

上記通知に対する11府省の改善措置状況についてフォローアップを行った結果、11府省は行政手続等における本人確認の手順・方法等について点検等を行い、改善すべき点があると判断したものについては、業務処理要領を新たに制定し転送不要郵便の活用等を運用、都道府県に対して事務連絡を発生し地域の実情に応じた対応の検討を助言などの措置を実施

主 な 通 知 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 行政手続等における本人確認に関する調査結果</p> <p>(3) 行政手続等における本人確認に関する今後の取組課題 (通知)</p> <p>関係省庁は、申請者や顧客の利便・負担に配慮しつつ、不正等を防止するための的確な本人確認の実施を推進する観点から、本調査が対象とした行政手続等に係る本人確認の手順・方法等について、また、必要な場合は、他の行政手続等に係る本人確認の手順・方法等について、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務である行政手続について、以下に掲げる点も踏まえて本人確認の手順・方法等を点検すること。</p> <p>i 所管するそれぞれの制度の趣旨・目的等を勘案した上で、性格の類似した行政手続の例等も参考にしつつ、「本人確認書類の提示等による本人確認」、「面談等による本人確認」及び「郵送を利用した本人確認」といった手法を適切に組み合わせて本人確認を行う。特に、「郵送を利用した確認」の効果的な活用を検討し、その場合には、住民票住所など公的機関によって異動が適切に管理された住所へ原則として転送不要郵便で送付することを検討する。転送不要郵便での送付については、申請者への事前の周知・説明や送付時期の適切な設定等に配慮する。</p> <p>ii 公的機関発行の証書等を本人確認書類として二次利用する場合、証書等の外形（記載事項や写真の有無等）のみをとらえるのではなく、発行手続における本人確認の厳格性の程度、証書等に記載されることとなる者以外の者による申請・取得の可否、他人への交付の蓋然性、自筆による氏名等の記載等にも留意した上で、利用の是非、複数の証書等による確認の必要性、「面談等による本人確認」や「郵送を利用した本人確認」の併用の必要性等を検討する。</p> <p>iii 国の機関の事務である行政手続については、同じ行政手続に係る出先機関の間における運用の差異が、国民との関係で不合理なものとならないようにする。また、法令及び通知の整備等を通じ、国民に対する明確性を高めることを検討する。</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 通知先11府省では、「行政手続等における本人確認に関する調査の結果（通知）」（平成20年9月12日付け総評第116号総務省行政評価局長通知。以下「行政評価局長通知」という。）を踏まえ、本調査対象の行政手続等に係る本人確認の手順・方法等について点検を実施</p> <p>また、8府省では、本調査対象でない行政手続等について、必要な場合は本人確認の手順・方法等を点検するよう、関係部局に周知（国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）</p> <p>今後とも、本調査対象でない行政手続等を含め本人確認手続の手順・方法等について、申請者や顧客の意見等を踏まえ、必要な場合は、その改善を図っていく。（11府省）</p> <p>① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務である行政手続について、関係府省が講じた主な改善措置は以下のとおりである。</p> <p>◇「無線従事者免許の付与」（総務省）</p> <p>→ 申請者の「同一性」の確認に関して、当該資格の取得方法の一つである養成課程を受講した場合、当該養成課程の実施者から、修了者の氏名のほか、生年月日、修了年月日等を報告させ（平成21年2月に無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）を改正）、これと申請書類とを照合するよう、改善措置を講じた（平成21年4月1日施行）。</p> <p>⇒ 無線従事者免許の申請があった場合は、申請者から戸籍抄本若しくは住民票の写し等の「氏名及び生年月日を証する書類」の提出又は申請書への住民票コードの記載を求める（申請者が国家試験に合格した者である場合には、更に合格者一覧表と受験番号との突合もする）ことで本人確認を実施</p> <p>また、申請者が既に他の無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証を保有している場合には、「氏名及び生年月日を証する書類」の提出又は申請書への住民票コードの記載の代わりに、当該免許証等の番号を申請書に記載することでもよい旨を無線従事者規則（平成2年</p>

(総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

(説明)

<制度の概要等>

○ 本人確認

本人確認とは、行政機関等が行政手続等の申請者等に対し、本人名義の公的機関発行の証書等の提示を求めるなどにより、当該申請者等が、①「架空の人物でないこと」(実在性)、②「他人への成りすましでないこと」(同一性)を担保する行為と整理

○ 本人確認の主な手法

① 本人確認書類の提示等による確認

申請等の際に、申請者等本人以外の者による保持が想定されない証書等を本人確認書類として提示又は提出させ、当該証書等の本人特定事項(氏名、生年月日、性別、住所、顔写真等)と申請書等の記載内容や本人の特徴とを照合

② 面談等による確認

申請等の際に申請者等本人と面談し、本人しか知り得ない事項(家族構成等)を口頭質問し、確認者側の記録と照合

③ 郵送を利用した確認

申請者等本人以外の者が保持できる証書等(例、住民票の写し)の提示等があっても、申請者等の「同一性」の担保は不十分であるため、公的機関発行の証書等に記載あるいは住民票の住所等あてに、当該手続等による発行証書等を転送不要郵便(※)で送付し、返送されずに送達されたことをもって「同一性」を担保

※ 差出人が郵便物のあて先面に「転送不要」と記載することで、たとえ郵便局に転居届が出ていても、転送サービスを実施せず差出人に返送する取扱い

○ 今回の調査対象手続の事務区分

① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務

② 地方公共団体の自治事務又は民間取引であり、かつ国が法令又は通知で本人確認を行うことを規定しているもの

郵政省令第18号)に規定することにより(平成21年10月改正、平成22年4月1日施行)、申請者の「同一性」の厳格化を図るとともに、申請者の利便・負担に配慮

◇「一般旅券の発給」(外務省)

→ 本人確認書類の提示等による本人確認においては、1点で可とする証書等と複数の提示を求める証書等を明確にし、これについて十分に周知を図る一方で、郵送を利用した本人確認については、原則として郵便葉書を住民票住所に転送不要郵便で送付して行ってきたが、近年の生活様式の多様化に伴い住民票住所以外の場所に居住する申請者が増加してきた等の実態を踏まえ、旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)を改正し郵便葉書の取扱いを廃止(平成21年3月1日施行)

また、平成21年2月9日から28日までを、「成りすましによるパスポート不正取得防止のための審査強化期間」として、成りすましが疑われる者に対し、本人確認のために通常よりも詳細な質問をするなど、改めて本人確認を徹底するよう各都道府県主管課長に対し指示

◇「耐空検査員資格の付与」(国土交通省)

→ 申請者の「同一性」を担保するため、現在普通郵便を用いて発送している「耐空検査員の証」について、住民票住所に対する転送不要郵便等の手法を採用することを検討

また、耐空検査員として認定するに当たり、国土交通大臣が行う講習を修了したことが要件となるが、当該講習の機会を利用した「本人確認」の可否及び手法についても併せて検討

加えて、耐空検査員の証に貼付する写真について、押し出しスタンプ等を採用することを検討(以上、平成22年3月までに見直し等を行う予定)

⇒ 耐空検査員の認定要件に含まれる講習の機会を利用した本人確認、耐空検査員の証に貼付する写真についての押し出しスタンプの採用、及び転送不要郵便による耐空検査員の証の送付について、業務処理要領を新たに制定(平成22年4月13日付け)し、この要領に基づき運用

◇「検査対象外軽自動車の使用の届出」(国土交通省)

③ ②に該当しない自治事務、健康保険組合等公法人の事務、独立行政法人の事務、国立大学法人の事務又は私立大学の事務

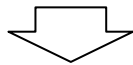
＜調査結果の概要＞

国の出先機関、都道府県、市区町村等延べ1,040機関を対象に、本人確認書類の種類や本人確認の取扱い等を調査

調査結果1：行政手続等における本人確認の厳格性

各手続を性格の類似した手続別にグループ分けし、各手続における本人確認の手順・方法等について主要な手法（書類の提示等、面談等、郵送）ごとに、厳格性の着眼点（注）から申請者等の実在性及び同一性がどのように担保されているかなどについて調査・分析

（注） 厳格性の着眼点：本人確認の手順・方法等について、申請者等の「実在性」及び「同一性」の担保に問題はみられないか

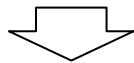


- ① 本人確認の厳格性の程度（申請者等の「実在性」及び「同一性」の担保）は、高いと認められるものからそうではないものまで様々
- ② 申請者等の「同一性」を担保する効果が高いとは認められない証書等の提示のみでも本人確認を認める手続がみられる一方で、申請者等の「同一性」の担保に関し、成りすまし防止効果がより高い措置を講じている手続あり

調査結果2：証書等が二次利用される際の信頼性

証書等が本人確認書類として二次利用（注）される際の信頼性（当該手続の申請者等の「実在性」及び「同一性」をどの程度担保しているか）について、当該証書等の発行に係る厳格性の分類や、証書等の外形、他人の手に渡るおそれ等の要素などを踏まえて調査・分析

（注） 例えば、各種健康保険の被保険者証の本来の利用目的は、保険診療の際の被保険者資格の確認であるが、他の手続の際に本人確認書類として利用されるなど



- ① 調査対象とした79行政手続のうち54手続で証書等が発行。本人確認書類として証書等が二次利用される際の信頼性の内容は様々

→ 国が所有権の公証を行っている登録自動車の登録制度とは異なり、本届出制度は、単に当該自動車の使用の実態を届出により把握することを目的としたものである点も踏まえつつ、申請者の「同一性」の担保の改善に関する行政評価局長通知への対応について今後検討を行う予定

⇒ **検査対象外軽自動車の使用の届出における添付書類については、必ずしも住民票等の原本を求めないこととしているところ、本手続に係る「同一性」の担保のための改善方法としては、原本の提示や運転免許証等の身分証明書の提示等が考えられるが、商習慣及びユーザーの利便・負担に配慮しつつ、その導入の在り方について検討することとし、全国の地方運輸局自動車技術安全部管理課等の主催する「全国登録手続統一連絡会議」において、窓口における本人確認の必要性を確認**

平成22年度から、同会議において具体的な方法について検討を行う予定

（上記以外の手続）

→ 婚姻届、戸籍謄（抄）本の交付、外国人の新規登録、あん摩マッサージ指圧師免許の付与、特種電気工事資格者免許の付与、船員手帳の交付等39手続については、各府省による点検の結果、現状において必要な申請者の「実在性」及び「同一性」が確保されている、又は申請者の利便・負担等に配慮すれば現時点で特段改善すべき点はないと判断（このうち、婚姻届及び戸籍謄（抄）本の交付については、今回の調査以降行政評価局長通知前までに関係省において改善措置済み）

また、この中には、①今後とも、法令等に基づく本人確認の徹底がなされるよう、外国人登録事務に従事する市町村職員への各種研修を通じて随時技術的助言を行っていくとともに、「外国人登録事務市区町村代表者会議」を通じて必要に応じ現場の実状を聴取していく（外国人の新規登録）、②当該手続を適正に実施していくため、初任者に対する税務署内研修、OJT研修を今後とも継続していく（納税証明（国税））等の取組がみられる。

⇒ **関係府省は、現時点においては特段改善すべき点はないと判断**

- ② 証書等を本人確認書類として二次利用している行政手続等には、証書等の本人確認書類としての信頼性の内容について留意しているとはいえない手続あり
- ③ その一方で、証書等の本人確認書類としての信頼性の内容について留意して、一層の注意を払っている手続あり

(通知)

② 国が法令又は通知で本人確認固有行為（本人確認を行うことを固有の目的とした手順・方法等）を規定している行政手続（①に掲げた行政手続を除く。）及び国が法令で本人確認固有行為を規定している民間取引について、①の i 及び ii に掲げられた点も踏まえて、本人確認固有行為を規定している法令又は通知を点検すること。

（国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省）

(説明)

<制度の概要等>及び<調査結果の概要>については前述参照

② 国が法令又は通知で本人確認を行うことを規定している行政手続（①に掲げた行政手続を除く。）及び民間取引について、関係府省が講じた主な改善措置は以下のとおりである。

◇「住民基本台帳カード（写真付き）の交付」（総務省）

→ 申請者の利便・負担に配慮しつつ、不正取得等を防止するための的確な本人確認の実施を推進する観点から、住基カード交付通知書（照会書）の送付方法の在り方について、地方公共団体の意見も踏まえつつ検討した結果、同通知書について転送不要の郵便物等の扱いとして送付することが適当である等の取扱いを含む住民基本台帳事務処理要領の一部改正等を通知（平成21年3月31日付け総行市第63号総務省自治行政局長通知）するとともに、地方公共団体に対して必要な助言を実施

◇「携帯電話の加入契約」（総務省）

→ 一部の事業者によって、本人確認書類を確認した上で配達を行う郵送サービスの提供が開始されたという市場実態を踏まえ、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）を改正し、携帯音声通信事業者の本人確認方法として、新たに特定事項伝達型本人限定受取郵便による本人確認を承認（平成20年12月1日施行）

⇒ **携帯電話の加入契約については、前回回答のとおり**

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）においては、携帯電話の加入契約時のほか、携帯電話の貸与契約時の本人確認の方法も規定しており、後者について規制改革要望を受け、本人確認書類

の拡大や、一定の要件を満たす貸与の相手方に対する本人確認の方法について、現在検討中

◇「預貯金口座の新規開設」（金融庁、農林水産省）

→ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく民間取引の本人確認手続について点検を実施

同法で本人確認書類として認められているものは、いずれも

- i) 法令の適正な手続に従って発行されていること、
- ii) 一般に本人を確認する書類として利用されていること

から、直ちに見直しを行う必要はないものと判断しているが、F A T F（注）が行った資金洗浄・テロ資金対策に係る対日相互審査の結果（平成20年10月末に公表）等を踏まえ、今後、関係府省で本人確認方法の見直しの必要性等も含め検討（平成22年10月にF A T Fに改善状況を報告予定）

（注）F A T F（金融活動作業部会）：マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合

⇒ **平成 22 年 2 月より、警察庁において「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」が開催され、本人確認方法の見直しの必要性等を含めた議論が行われており、今夏に同懇談会の報告書が取りまとめられる予定**

今後は、同報告書の内容を踏まえつつ、関係省庁において、措置の必要の有無を含め検討を行う予定

（上記以外の手続）

→ 普通自動車運転免許の付与、原動機付自転車運転免許の付与、住民異動届（転出）、住民票の写しの交付等 6 手続については、各府省による点検の結果、今回の調査以降法令等の改正により本人確認を強化していること等から、現時点で直ちに改善すべき点はないものと各府省では判断

⇒ **関係府省は、現時点においては特段改善すべき点はないと判断**

(通知)

③ ①及び②に掲げた行政手続以外の行政手続について、当該事務を取り扱う地方公共団体等に対し、①の i 及び ii に掲げられた点も踏まえて、必要に応じ、助言を行うこと。

(国家公安委員会(警察庁)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(説明)

<制度の概要等>及び<調査結果の概要>については前述参照

③ ①及び②に掲げた行政手続以外の行政手続について、関係府省が講じた主な改善措置は以下のとおりである。

◇「調理師免許の付与」(厚生労働省)

→ 「本人確認書類の提示等による本人確認」が的確に行われていることを確認したが、当該手続の実施機関である都道府県に対して、交付の確実性を図る観点から地域の実情に応じた対応を検討するよう助言を行う予定

⇒ **行政評価局長通知を踏まえ、当該手続の実施機関である都道府県に対して平成22年3月31日付け事務連絡を発出し、交付の確実性を図る観点から地域の実情に応じた対応を検討するよう助言**

◇「農業者年金(旧制度)に係る受給権の裁定」(農林水産省)

→ 農林水産省では、独立行政法人農業者年金基金に対して、今後とも行政評価局長通知を踏まえ本人確認を的確に実施するよう助言を行うとともに(平成20年6月)、これを受けた同基金では、業務委託機関の担当者会議(平成20年10月～11月間に、全国6か所で開催)において、農業者年金の受給権の裁定の際は、今後とも的確に本人確認を実施するよう周知・要請

◇「高圧ガス販売主任者免状の付与」(経済産業省)

→ 販売主任者試験において受験票添付写真と本人との照合が行われることにより、本人確認における実在性及び同一性が担保されていることを確認(平成21年1月、試験実施機関に対し電話及び面談により、試験事務の運用の中で実施していることを確認済み。)したが、免状申請時における本人確認を更に確実にする方法を関係機関において検討中であり、これを踏まえ今後必要な場合は助言等を行う予定

⇒ **免状申請時には合格証の原本の提出を求めており、申請者側の負担を考慮すると現時点では更なる本人確認の必要性は認められないと考えている。受験時の更なる本人確認の必要性については引き続き関係機関において検討中であり、これを踏まえ今後必要な場合は助言等を行う予定**

	<p>(上記以外の手続)</p> <p>→ 運転経歴証明書の交付（普通自動車運転免許）、危険物取扱者の資格の付与、企業年金連合会老齢年金給付の裁定等27手続については、各府省による点検の結果、現状において必要な申請者の「実在性」及び「同一性」が確保されていること等から、現時点で特段改善すべき点はないが（印鑑登録（個人）及び印鑑登録証明書（個人）の発行については、今回の調査以降行政評価局長通知前までに関係省において改善措置済み）、各地方公共団体等から相談があった際は、行政評価局長通知の趣旨を踏まえ、的確に対応するよう助言を行っていく予定</p> <p>⇒ 関係府省は、現時点においては特段改善すべき点はないと判断 なお、27手続のうち、「電気工事士免許の付与(第二種)」については、都道府県に対し、免状を郵送するに当たっては、転送不可にて送付するよう要請を行う予定</p>
--	---